

Q

14

## 保佐人と被保佐人の利益が相反する場合

被保佐人は、保佐人である私の1人息子です。私の夫が死亡したため、遺産分割を行うことになりましたが、手続の際に司法書士から「利益相反になるので臨時保佐人の選任が必要」と言われました。これはどういう意味ですか。



A

保佐人が、同意権・代理権を有する行為について、自分の立場と被保佐人の法定代理人の立場を兼ねる場合、利益相反になります。このような場合には、その手続のために臨時保佐人を選ぶ必要があります。

### 【利益相反が生じた場合】

保佐人・被保佐人の双方が相続人となる遺産分割の場合、保佐人はその気になれば、自分の取り分を多くし、被保佐人の取り分を少なくすることも考えられます。このような関係のことを「利益相反」と言います。

保佐人と被保佐人の立場が重なり、利益相反になると、被保佐人の利益が守られない事態も想定されることから、保佐人以外の人を被保佐人の代理人（臨時保佐人）として選任する必要があります。

ただし、保佐監督人が選任されている場合は、臨時保佐人を選任する必要はありません。保佐監督人が被保佐人の代理人になるからです。

### 【臨時保佐人選任に当たって】

「臨時保佐人選任」の申立ての際には、利益相反の関係に当たる行為について具体的に記載していただきます。遺産分割などの場合は、遺産分割協議案を添付していただいています。

臨時保佐人は、その手続だけのために選ばれるものですから、手続が終われば、当然に任務は終了します。